

平成 1 1 年臨時第 6 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 1 年 1 1 月 2 4 日

閉 会 平成 1 1 年 1 1 月 2 4 日

新 得 町 議 会

第 6 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

第 1 日 (1 1 . 1 1 . 2 4)

○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3
○日程第 2 会期の決定	3
○諸般の報告	3
○町長行政報告	3
○日程第 3 報告第 9 号 専決処分の報告について	5
○日程第 4 議案第 6 4 号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
○日程第 5 議案第 6 5 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
○日程第 6 議案第 6 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
○日程第 7 議案第 6 7 号 平成 1 1 年度新得町一般会計補正予算	9
○日程第 8 議案第 6 8 号 平成 1 1 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	1 2
○閉会の宣告	1 2

平成11年第6回
 新得町議会臨時会
 平成11年11月24日（水曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報告第9号	専決処分の報告について
4	議案第64号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第65号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第66号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第67号	平成11年度新得町一般会計補正予算
8	議案第68号	平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○会議に付した事件

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 諸般の報告
- 町長行政報告
- 報告第9号 専決処分の報告について
- 議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第67号 平成11年度新得町一般会計補正予算
- 議案第68号 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

○出席議員（17人）

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 番 川 見 久 雄 君 | 2 番 藤 井 友 幸 君 |
| 3 番 吉 川 幸 一 君 | 4 番 千 葉 正 博 君 |
| 5 番 宗 像 一 君 | 6 番 松 本 諫 男 君 |
| 7 番 菊 地 康 雄 君 | 8 番 斎 藤 芳 幸 君 |
| 9 番 廣 山 麗 子 君 | 10 番 金 澤 学 君 |
| 11 番 石 本 洋 君 | 12 番 古 川 盛 君 |
| 13 番 松 尾 為 男 君 | 15 番 黒 澤 誠 君 |

16番 高橋 欽造 君
18番 湯浅 亮 君

17番 武田 武孝 君

○欠席議員（1名）

14番 渡邊 雅文 君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤 敏雄 君
教育委員会委員長		高久 教雄 君
監査委員		吉岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助役		鈴木 政輝 君
収入役		清水 輝男 君
総務課長		畑中 栄和 君
企画調整課長		長尾 正 君
住民生活課長		西浦 茂 君
保健福祉課長		浜田 正利 君
建設課長		村中 隆雄 君
農林課長		齊藤 正明 君
水道課長		常松 敏昭 君
児童保育課長		富田 秋彦 君
庶務係長		武田 芳秋 君
財政係長		佐藤 博行 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教育長		阿部 靖博 君
学校教育課長		加藤 健治 君
社会教育課長		高橋 末治 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長		佐々木 裕二 君
書記		桑野 恒雄 君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、14番、渡邊雅文君の1人であり
ます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成11年臨時第6回新得町議会を開会
いたします。

（宣告 10時01分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配付したとおりで
あります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、11番、石本
洋君、12番、古川 盛君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決しました。

諸般の報告

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配付したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許し
ます。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 9月16日、定例第3回町議会以後の行政報告を行います。

9月19日には、スポーツ芝生広場がオープンをいたしまして、その記念大会に十勝管内の少年団36チームを招請いたしまして、大規模な大会が開催をされました。本体会につきましては、明年度以降も継続実施する予定であります。

9月20日にまいりまして、狩勝の水道の配水管工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

2ページにまいりまして、9月23日には営林署から借り上げいたしております、トムラウシの教員住宅が火災をおこしました。内部を消失したわけでありまして、そのことに伴って現在国のほうと協議を重ねておりますが、火災にあった建物を町が取り壊しをいたしまして、更地にして国にお返しをするということで協議中であります。

9月29日には、十勝毎日新聞社が、新得町の開拓100年にあたりまして、記念紙を全戸に無料配布をしていただいたということに対する感謝状を贈呈いたしております。

3ページにまいりまして、10月1日からいよいよ介護保険の要介護認定申請の受付を開始いたしまして、早速訪問調査を開始いたしております。11月22日現在では、訪問調査が45件終了いたしております、うち判定は13件となっております。

10月2日には、サホロ湖に環境アートの森の第1期の作品が完成をいたしまして披露会が開催をされました。この事業も明年度以後も継続実施されることになっておりまして、サホロ湖一帯が新しい芸術の森としてリゾートや観光にも相乗効果をもたらすものと期待をいたしております。

10月3日には、第26回を重ねます大雪まつりが開催をされました。

10月5日には、消防吏員の採用面接試験を実施いたしました。これは欠員となります消防吏員をですね、救急救命士の有資格者を採用したいというふうに考えております。

4ページにまいりまして、10月8日には町道佐幌1号線外こう舗装補修工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

10月14日には、新得農協が新内育成牧場にリースの育成舎を建設いたしまして、これが完成をいたしました。また屈足地区にはビートの共同の播種センターを建設いたしまして、それぞれ落成をいたしまして落成式が行われております。町のほうではこのリース牛舎をお借りいたしまして、この日から共用開始をして500頭の育成を行う予定であります。

5ページにまいりまして、10月17日にはサホロリバーサイドパークゴルフ場がクローズをいたしました。ここに記載のとおり来場者、使用料とも対前年を大きく上回っております。

10月20日には、庁内行政課題研究会を発足させました。これは職員で構成をいたしております、ご承知の地方分権に伴う課題、そしてその対応と併せて、近年にわかに大きな課題となっております市町村合併に伴う課題の整理というふうなことで、研究会をスタートさせております。

特に、市町村合併問題につきましては、地方自治制度の根幹にかかわる重大な課題と受けとめておりまして、今後その推移を注視しながら適切な対応をしていきたいと考えているところであります。

10月21日には、雲海酒造の岩永常務が来庁いたしまして、明年春から工場を拡張する予定でありまして、それに伴って町有地の払い下げ等、当面いたす問題について要請を受けております。この事業に協力をしていきたいと考えております。

6ページにまいりまして、10月22日には交通安全推進協議会の交通死亡事故抑止

の緊急特別対策会議を開催いたしました。これは、屈足の交通安全協会が、2,652日というたいへんこのすばらしい成績を残して死亡事故ゼロの日を推進してきたわけですが、残念ながら通過車両によってこの日がストップしたということを経機といたしまして、交通安全にかかわって再度、各機関がその意思の確認を行ったところであります。

10月25日には、町内企業30社を訪問いたしまして、最近の状況の聞き取りを行っております。

10月28日には、北海道議会の総合開発調査特別調査委員会の一行がレディース・ファーム・スクールの視察においでになっております。

7ページにまいりまして、10月29日には西洋環境開発株式会社の加藤顧問が来庁いたしました。席上、狩勝高原開発株式会社とクラブメッドの賃貸借の契約の更改にあたりまして、クラブメッド側から最近の経済情勢を繁栄いたしまして、たいへん厳しい条件の中で契約更改のやむなきに至ると。したがって、そうした賃貸料が大幅に減収することに伴って、その減収分の見直しをですね、町にも応分のご協力をいただきたいという趣旨のお話しがございまして、特に体育館の使用料の条件緩和というふうなことを柱にして何点かの要請を受けております。

私も、今日的なりゾートが抱える課題というものを参酌をいたしまして、今後、西洋環境側と町としてできる支援策について協議を進めていきたいと考えているところであります。

10月31日には、とかち文化の集い、併せて文化講演会が開催をされております。

8ページにまいりまして、11月3日には新得町功労賞の贈呈式を開催いたしまして、記載の3名のかたがたにそれぞれ贈呈をいたしたところであります。

11月5日には、第10回目のナチュラルチーズサミットin十勝ということで、ホテルサホロで開催をされ、全国からチーズを製造されている関係者のかたがたが参集をいたしております。

11月10日には、「こんにちは町長です」ということで地域に出向いていろいろな課題の相談をいたしております。

9ページにまいりまして、11月11日には全国町村監査委員協議会の表彰状がまいりまして、高橋 正氏以下4名のかたがたにそれぞれ伝達をいたしました。以上であります。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第3 報告第9号 専決処分の報告について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、報告第9号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたのでお手もとに配付したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) ないようですのでこの報告第9号については、これをもって終結いたします。

日程第4 議案第64号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第64号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中栄和君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第64号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合もこれらに準じて改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、期末手当支給割合を平成11年度12月支給分を現行100分の295を100分の265に、平成12年度以降6月支給分を現行100分の230を100分の215に、12月支給分を現行100分の295を100分の280にそれぞれ年間で100分の30減額し、年間支給率を100分の495にするものであります。

条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして施行日、期末手当に関する経過措置を規定いたしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中栄和君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第65号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑中栄和君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第65号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります、職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の期末手当の支給割合もこれに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給割合を、平成11年度12月支給分を現行100分の250を100分の225に、3月支給分を現行100分の55を100分の50に、平成12年度以降6月支給分を現行100分の220を100分の205に、12月支給分を現行100分の250を100分の235にそれぞれ年間で100分の30減額し、年間支給率を100分の495にするものであります。

条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、施行日、期末手当に関する経過措置を規定いたしております。

以上よろしくご審議のほどを、お願いいたします。

[総務課長 畑 中 栄 和 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、畑中栄和君。

[総務課長 畑 中 栄 和 君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第66号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

2枚目裏側をお開きください。提案理由であります、公務員の給与について国、道、管内町村も改定、又は改定見込みであることから、本町もこれに準じて条例を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、1、給料表でございますが全級号俸を改正するものであります。給料表の平均改定率は0.34パーセント、1千42円の引き上げでございます。ちなみに国では0.28パーセント、1千54円の改定となっております。

初任給の改定でございますが、高校卒では14万1千900円に引き上げるものでございます。短大卒で15万1千800円、大学卒で17万4千400円にするものでございます。

2、期末手当の改正ですが、期末手当支給割合を平成11年度12月支給分を、現行100分の190を100分の165に、3月支給分現行100分の55を100分の50に、平成12年度以降6月支給分を現行100分の160を100分の145に、12月支給分を現行100分の190を100分の175にそれぞれ年間で100分の30減額するものであります。なお、期末手当、勤勉手当の支給割合を合算すると年間の支給率は100分の495ということになります。

3、宿日直手当でございますが、200円引き上げまして、4千200円にするものでございます。勤務時間が5時間以下の場合はいわゆる半日直でございますけれども、100円引き上げまして、2千100円とするものであります。

4、時間外勤務手当の1時間あたりの額の算出方法でございますが、労働基準法に基づき改正するものであります。

5の適用年月日であります。平成11年4月1日といたしております。ただし宿日直手当及び時間外勤務手当の1時間あたりの給与額の算出の改正については、平成12年1月1日からとするものであります。

次のページ以下に給料表の新旧比較表を付けておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

前に戻りまして、条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、1、施行期日、2、期末手当に関する経過措置、3、最高号俸を超える給与月額の変更等、4、給与の内払い等をそれぞれ規定してございます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[総務課長 畑中 栄和 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。5番、宗像 一君。

5番(宗像 一君) ちょっとお尋ねしたいんですが、広尾だとか池田だとかって、ずいぶん帯広のほうも人員の削減等で騒がれているときなんですが、うちの場合はだいたい、19か町村でどこら辺の給与になっているか、ちょっと教えていただければと。

議長(湯浅 亮君) 総務課長、畑中栄和君。

総務課長(畑中栄和君) お答えいたします。

給料の比較と申しますと、一般的にはラスパイレス指数というのがございまして、国家公務員を100とした場合、町村がなんぼになるかという比率でございまして、現在公表されているのは、平成10年の4月1日の指数が公表されております。新得の場合は99.6であります。順番付けますと下から6から8番、6から8というのは6から8はみんな同じ数字ですので、下から6から8番ぐらいになるかと思っております。

ちなみに今お話しがあった池田なんですが、102.6という数字になっております。新得は中どころより低いというふうになっております。

議長(湯浅 亮君) ほかに。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第 66 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 67 号 平成 11 年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 7、議案第 67 号、平成 11 年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第 67 号、平成 11 年度新得町一般会計補正予算第 4 号についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,974 万 5 千円を追加し、予算の総額を 83 億 3,043 万円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開き願います。今回の補正では、さきほどご審議いただきました議員、特別職及び職員の給与等の改正に伴う補正を各款で行っております。なお人事異動に伴っての増減した分も各款で調整をしております。

6 ページをお開き願います。2 款、総務費の財産管理費では、さわやか団地第 1 次分譲がたいへん好評でしたので、引き続き第 2 次さわやか団地造成を計画いたしました。これに伴う開発行為許可申請、実施設計及び用地取得費を計上しております。

3 款、民生費の福祉対策費では、社会福祉協議会専任事務局長配置の人事異動に伴う人件費分として、社会福祉協議会に対する補助金を増額しております。

7 ページから 8 ページにかけての少子化対策費では、国の少子化対策に伴う臨時特例交付金を受け、遊具の設置や各施設の備品購入、講演会の開催などを実施し、少子化対策の普及促進を図るものであります。なお、財源は国庫補助金を見込んでおります。

9 ページに移りまして、4 款の衛生費の予防費では平成 12 年 4 月から介護保険制度が導入されますので、当面制度に対応できる施設としての療養型病床群の整備を図るため、現在の新得診療所 2 階部分の一部改造費用を計上しております。

なお、後任の医師が未定ですので決定されしだい、更に住民の要望にこたえるべく施設等整備について、必要性が生じた場合は補正予算もしくは平成 12 年度予算で対応していきたいと考えております。

6 款、農林水産業費の林業振興費では、新たに森林・林業進行緊急特別対策事業が実施されますので、補助金を増額しております。

11 ページをお開き願います。10 款、教育費の公園・スキー場管理費では新得山スキー場ロッジの照明、及び暖房設備に修理が必要となりましたので、修繕料を増額しております。

4 ページに戻りまして、歳入を御覧いただきたいと思います。

13 款、国庫支出金では少子化対策臨時特例交付金を新たに計上し、公立学校施設整備費補助金を減額しております。

15 款、財産収入では梅の木貸付収入が当初オーナー数 200 名のところ、834 名になりましたので、その実績により増額しているほか梅の実売り払いは、霜の被害があ

ったために中止いたしましたので、その分を減額しております。

17款、繰入金では今回の補正の財源調整として財政調整基金繰入金を増額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。5番、宗像 一君。

5番(宗像 一君) 9ページの6款ですか。補助金の森林・林業振興緊急特別対策事業って、これどのような事業なのかちょっと説明お願いします。

議長(湯浅 亮君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 町独自の事業でございまして、平成10年度に林業の不振ということで、恒常的不振ということで、時限立法で10年、11年につきまして施設整備だとか、それから除間伐それらの奨励策ということ町独自のことでしております。

本事業につきましては、いちおう施設整備ということでおが粉製造施設の総事業費の20分の1ということで、町独自で補助いたしております。

議長(湯浅 亮君) 11番、石本 洋君。

11番(石本 洋君) 7ページのですね5目ですか。少子化対策費についてお伺いしたいんですが、幼稚園、保育所の遊具の設置だとか、図書館用の備品、いろいろなところ書いてあるわけなんです、その中でチャイルドシートの貸し付けについてはなんとなく少子化対策の一環になるかなと思うんですが、そのほかについてはですね、原則的に通常の経費で処理すべき費目だと思うわけですね。そういうかたちの中でこれらの施設がどのように少子化対策に結びつくのか、お話を伺いたしたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長(長尾 正君) 今回の少子化の交付金に関しましては、国の景気対策の一環として補正予算で計上されたものでございまして、目的といたしましては少子化対策の普及促進を図るとともに、雇用と就業機会の創出を目的といたしております。

直接的にですね、保育所、幼稚園の予算的には少子化とストレートに結びつかないんじゃないかというご意見ではございますが、それなりに施設を整備されることによりまして、園や所の内容が充実されますので、少子化対策の一環となるというふうに考えております。

議長(湯浅 亮君) 11番、石本 洋君。

11番(石本 洋君) 現在ですね、保育所、幼稚園ほとんどの子どもたちが入っていると思ひまして、あと入っていないとすれば未満児クラスのほんとうの幼児と思うわけですね。ですから、保育所や幼稚園の備品を整備するということは本来、一般経費の中で、財政の中でやっていくべきものであって、ここはやはり直接子どもが増えるかたちにですね、配慮していかなければと。

よその町では4人目の子どもについては奨励金を出す、あるいは医療費を軽くすると、そういったような現実的にですね、子どもを産みたいという気持ちにさせるような対策をとっているわけなんです、新得の場合はもうほとんどの子どもたちが入って、あと未満児が過ぎて3歳になったら上げようとかというような人もわずかに残っているだけなんですよね。

そういう考えの中でこういう備品を整備するっていうのは悪いわけじゃないですよ。さきほどからも言うように一般経費で処理すべき問題をということであって、このせつ

かくの少子化対策費がですね、通常の財政で処理すべき備品に提案をされてしまうと。そのことはね、少子化ほんとうの意味の少子化対策なのかどうかというような感じがしてならないわけ。

やはり若い夫婦がどんどん新得町に入ってくるような対策。これはちょっととびますけれども、前回ですか、今までにお話ししたように出向者、単身者向けの住宅を建てるとか、そういうようなほうがより効果的でもありますし、更にまた場合によっては基金化してですね、その毎年出てくる金ですから1,000万円しかないもんですから、長期間というわけにもいきませんので、3年間か5年間ね、そういうような医療費を軽くするとか、4人目のあるいは3人目の子どもからは助成をしますよとか。そういうような方法をとったほうがですね、より効果的なんじゃないかなというような感じがいたします。以上です。

議長（湯浅 亮君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君）お答えいたします。

今回の事業でできないものとして一定の制限がございまして、個人に金銭給付を行う場合、また保育料と個人の負担を直接的に軽減する事業これらは実施できないことになっております。それらの中から、今回の事業はそれらの中を除いたもので、今回の事業を選択させていただいたところでございます。

議長（湯浅 亮君） ほかに。7番、菊地康雄君。

7番（菊地康雄君） 6ページ、民生費、福祉対策費の中で社会福祉協議会に対する補助金の増額ということなんですけれども、私も常日ごろから考えている社会福祉協議会の体制充実ということに向けての第一段かなと思っているんですけれども、具体的にですね、どのようなかたちで今後充実させていく足掛かりにされるのかをお聞きしたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 保健福祉課長、浜田正利君。

保健福祉課長（浜田正利君） お答えいたします。

今回の補正の趣旨はですね、10月1日で新事務局長が配置された関係の人員費と、それからその他の職員の人員費を今回補正であげてます。質問にあった今後ということになるかなと思ってますけれども、今現在、新事務局長中心にですね今後の在り方っていうのは改めて見直すということで今進めています。

特に、介護保険を中心にしてボランティアのかたちとのいろんな意味での連携といったものを考えながらですね、やはり地域に根ざした社会福祉協議会の活動というものを念頭に置きながら、進めたいというふうに考えております。特に今の段階でこういう体制でというのは今まだ現在ちょっとお話しすることないんですけれども、この間いろいろ言われたことも含めてですね、それらを頭に入れながら、期待にこたえるようにがんばりたいなというふうに思っております。以上です。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第68号 平成11年度新得町公共下水道事業特別会計
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第68号、平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政 輝 君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第68号、平成11年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万8千円を減額し、予算の総額を4億1,780万2千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。1款、事業費の総務費では職員の給与改定及び人事異動に伴う補正でございます。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。4款、繰入金では今回の補正の財源調整のため一般会計繰入金を減額しております。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政 輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、これで平成11年臨時第6回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 10時41分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員